

生物多様性

オーフス・ネット

橘高 真佐美

生物多様性条約の目標

- ① 生物多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分

■ 戦略計画 2011-2020 ■

ビジョン(中長期目標 [2050年])

「自然と共生する (Living in harmony with nature) 世界」

ミッション(短期目標 [2020年])

2020年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する。

20の個別目標 (愛知目標)

グリーンウオッチ2017

- 目標10

サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する

- 目標12

絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される

- 目標16

遺伝資源の利用から生じた利益の公平な配分に関する名古屋議定書が施行、運用される

目標16 名古屋議定書

- 2010年 生物多様性条約(COP10)で採択
- 2014年 名古屋議定書発効(批准国50か国)
 - 日本は2017年5月に批准

名古屋議定書批准が遅れた理由

1. 生物多様性条約の目的についての理解
「野生遺伝資源の保護と利用」
2. 「過大な期待」と「過剰な警戒」
ABS（遺伝子資源へのアクセスと利益配分）関連の国内法整備
3. 「地球益を考えられる国」と
「国益だけを考える国」

目標12 絶滅危惧種の保全 種の保存法 2017年5月 改正法成立

① 国内希少野生動物種の指定種が少ない

- レッドリスト: 3634種
- 現状: 175種
- 2013年附帯決議: + 新規300種 (2020年まで)
- 2017年附帯決議: 700種 (2030年まで)

目標12 絶滅危惧種の保全 種の保存法 2017年5月 改正法成立

- ① 国内希少野生動物種の指定種が少ない
- ② 生息地等保護区の指定が進まない
 - 現在の指定地区 9つ (直近の指定は2006年)
 - 2017年附帯決議:現場で実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討
 - 財産権尊重条項(3条)

目標12 絶滅危惧種の保全 種の保存法 2017年5月 改正法成立

- ① 国内希少野生動物種の指定種が少ない
- ② 生息地等保護区の指定が進まない
- ③ 科学委員会

希少野生動植物種の指定

中央環境審議会 →

「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」

目標10 サンゴ礁等の脆弱な生態系への悪影響を最小化する

- サンゴ礁
 - 陸上の植物と同じ役割、海の生物の25%が生息
 - 日本国内の経済効果は約3000億円
- 危機的状況
 - 世界的に広がる白化現象。
 - 主な原因は海水温上昇によるストレス

目標10 サンゴ礁等の脆弱な生態系への悪影響を最小化する

- サンゴ礁へのストレス要因
 - 地球温暖化・海洋酸性化
 - 土壌流出
 - 人為的破壊
 - 水質汚染
 - サンゴ食生物(オニヒトデなど)の大発生
- 2018年 国際サンゴ礁年(IYOR)

ありがとうございました！